

和歌山県での被虐待児予防

- I. 県下の保育所・幼稚園・小中学校全施設に対する現状調査
- II. 保健所で行われている対策システムの現状と今後の方向
- III. 1994年の新規症例蒐集と1993年までの例の追跡調査
- IV. 成功例の解析

(分担研究：被虐待児予防の保健指導に関する研究)

小池通夫、下山田洋三、柳川敏彦、白井高司

要約： 県下の保育所、幼稚園、小中学校の全部 899 施設に対しアンケート調査を行い、570 施設 63.4% から回答を得た。このうち「虐待例の経験がある」は 179 (31.4%) 存在し、今後教育現場との連携も重要であることが明らかになった。保健所での調査では 6 保健所で対策システムが作られており、虐待予備群の早期発見と援助活動における保健所の中心的な役割が確認された。昨年に続き病院小児科、保健所、児童相談所を対象とする 1994 年の新規症例調査で 17 例を見出した。また、昨年報告した被虐待児 73 例 (死亡 2 例を除く) の追跡調査を行い、35.6% に虐待の再発がみられた。最後に、実態調査や現状調査で見出した症例を分析し、今回は関係機関との速やかな連携で患児を早期発見し救命し得た熱傷の 1 例について報告した。

見出し語： 被虐待児症候群、教育現場の状況、保健所活動、実態調査、追跡調査、熱傷

【研究目的】

昨年の報告で和歌山県での実態調査について報告した。この中で教育現場でも虐待例が存在する事が明らかになり、今後この方面との連携の重要性が指摘された。今回、教育現場の状況を明らかにする目的でアンケート調査を行った。次に今後、保健所を中心とした早期発見、予防、援助システムの確立のため、現在県下の保健所で行われている被虐待児への対策について調査した。さらに昨年の実態調査を継続し、新規症例調査および昨年報告例の追跡調査を行った。これら一連の調査の中で、被虐待児例の

蒐集を行い、特に成功例を中心に解析を行った。

I. 保育所、幼稚園、小中学校に対する現状調査

(1) 対象と方法

1995年6月に、県下すべての保育所、幼稚園、小中学校 899 施設に対し、被虐待児症候群に関する調査を行った。調査法は各施設にアンケート用紙(表 1)を郵送し、10月までに回答を返送してもらった。回答者は、職種は指定せず各施設で1名に依頼し、職種を記入してもらった。

(2) 結果

① 郵送数と回収率 (表 2)

和歌山県立医科大学小児科
(Department of Pediatrics, Wakayama Medical College)

全体では570施設63.4%から回答が得られた。回収率が最も高かったのは中学校の66.7%で、以下小学校、保育所、幼稚園の順であった。

②回答者の職種（表3）

回答者の職種は、全体としては施設長が35.1%と最も高かったが、小中学校では教頭が高かった。一方、保育など特定の施設に限定される職種については当然その施設での割合が高かった。

③用語の認知（表4-1、4-2）

児童虐待あるいは被虐待児症候群という言葉を知っていたのは95.8%で、施設別、職種別にみてもよく知っていた。施設別では中学校97.1%、職種別では養護教諭98.8%が最も高かった。

④用語を知ったきっかけ（複数回答）（表5）

マスコミが最も多く74.4%（新聞50.5%、テレビ41.2%）、次いで専門書を含む本・雑誌33.3%、講演会11.9%だった。他に数は少ないが、子どもの権利条約や児童憲章2.7%、大学の授業1.3%などがみられた。

⑤虐待の4分類の認知度（表6）

虐待がその原因から4つに分類されることを知っていたのは33.3%と低率であった。職種別でも施設長が最も高かったが40.0%に過ぎなかった。

⑥虐待がわが国にも発生していることの認知度（表7）

96.3%は知っていたが、14人2.5%は虐待はないと考えていた。

⑦虐待の経験と内容（表8-1、8-2、9-1、9-2）

179名31.4%が虐待児に関わりあったことがあった。回答者が現在勤務している施設別では中学校41.2%、現在の職種別では教諭40.5%が最も高かった。内容（複数回答）では、身体的虐待が最も高く110例61.5%、次いでネグレクト104例58.1%、

心理的虐待63例35.2%で、性的虐待も15例8.4%みられた。施設毎にみて、身体的虐待と心理的虐待は保育所で最も高くそれぞれ83.7%、48.8%、ネグレクトは小学校で高く80.3%、性的虐待は各施設に散在した。以前勤務していた施設や以前の職種での経験も含まれているため、数値がそのまま各施設および職種での経験数を示すものではない。

⑧相談相手（表10-1、10-2）

虐待を経験した時相談相手がいたのは66.5%で1/3はだれにも相談をしていなかった。相談相手（複数回答）としては、児童相談所が最も多く47.1%、次いで民生委員27.7%、また施設長、同僚など現場の職員同士で相談したのが26.1%あった。

⑨今後被虐待児をみたときの対処（表11-1、11-2）

今後もし経験した時にはどのように対処するか、その方法（複数回答）の回答を求めた。専門機関に通告・相談するが最も多く358名72.9%、機関名としてはこの358名中で児童相談所が最も多く35.8%、次いで福祉事務所の11.2%だった。ただし機関名の記載のないものが42.7%あった。次いで保護者に話をする28.9%だった。一方、まずは現場内で対応するとするものが16.3%みられた。

⑩通告義務と場所の認知度（表12-1、12-2）

虐待を知ったとき誰でもそのことを通告する義務があることを知っていたのは50.7%、通告先については54.4%が認知していた。

（3）問題点と方針

児童虐待、被虐待児症候群の言葉は95.8%が知っていた。しかし用語を知らないのも3.9%であるが存在し、さらに2.5%はわが国では虐待はないと答えている。用語はマスコミを介して知ったのが最も多く74.4%、次いで講演会11.9%であった。今後マスコミ、講演会などを利用した関係機関からの積

極的な啓蒙活動が必要である。一方、虐待の経験者は31.4%にみられ、教育現場でも虐待が決して少なくないことが明らかになった。内容は身体的虐待、ネグレクトが多く、性的虐待は8.4%であった。昨年病院小児科、保健所、児童相談所を対象に行った実態調査の中で性的虐待は75例中1例1.3%だったが教育現場ではこれより多い可能性が高い。これらの虐待を経験したときにだれにも相談しなかったのは1/3あった。また今後被虐待児をみたときの対処としては専門機関へ通告・相談するのが72.9%と最も多かったが、一方で施設長へ報告する、職員全体で取り組むなど現場内で対応する、保護者に話をするなどもみられた。虐待に対し教育現場でも積極的に対応していこうとしているが、虐待は家庭や関係者だけでは解決が困難であり、早期に専門機関との連携を計ることが必要と思われる。最後に回答者からの意見として、虐待かどうかの判断の困難性、事実確認などで教育機関がどこまで家庭に立ち入れるかの悩み、虐待を発見した場合の対処の困難性を指摘するものが多くみられた。今後教育現場でも利用できる早期発見、援助のマニュアルの作成、教育機関を含めた地域の連携システムの確立が急務である。

II. 保健所で行われている対策システム

1995年に県下10保健所を対象に虐待予備群、ハイリスク群の早期発見、援助について実施しているシステムについて調査した。

(1) 結果

すべての保健所から回答があり、6保健所で対策システムが作られていた。

A 保健所：①望まない妊娠を防ぎ、生命の尊重と母性・父性の高揚をはかること、性に対する正しい知識の普及を目的とし地元の高校と連携して、高校

3年生に対し「赤ちゃんを抱っこする」などを含む体験学習を乳幼児健診時に実施。②2歳児の親子を対象とし、幼児の遊び、食事、環境づくりを通して心豊かに育て、母子ともに生き生きとした日常生活が送れるような援助として「いきいき親子教室」を実施。以上2つの事業は、広義の虐待予防に結びつくと考えている。

B 保健所：虐待を早期に発見するため乳幼児健診終了後、追跡が必要なケースについて検討する会を開いている。虐待が疑われるものには母子管理カードに(ギ)、育児援助が必要なものには(育)と記入し、その後の健康相談、健診、家庭訪問の際に利用し、意識的に関わりを強化するようにしている。

C 保健所：乳幼児健診や家庭訪問を通して虐待の早期発見に努め、孤立化している母親については親同士のつながりができるような援助を心がけている。また、母子保健推進員研修会で「乳幼児虐待問題」をとりあげ講演会を開催し、地域での身近な相談役として、また保健所へのパイプ役としての役割を自覚してもらおう機会とした。

D 保健所：4か月児について全員の状況把握、特に健診未受診者の状況を確認することに重点をおき、低出生体重児は全数を訪問している。

E 保健所：①保健婦の家庭訪問時に家族関係や育児の状況を観察・聴取。②乳幼児健診、とりわけ1歳半健診、3歳健診時の発達相談で虐待の虞のあるケースを把握し、継続相談や訪問を行い育児援助の実施。③発達相談でチェックされた児は、グループセラピーで経過観察中に、母子関係の問題点を拾う。援助が必要と判断されたケースに行う援助としては、①養育者に精神的問題があると判断される場合：ハイリスクケースとして精神保健相談員や保健婦が経過観察するとともに精神科医への受診援助する。カ

ウンセリングを中心として養育者の育児力の形成を計る。②実際に何らかの虐待が関与していると判断される場合：子どもへのセラピーとして、箱庭療法や個別の遊戯療法を実施し、養育者に対しては所内でのカウンセリングを実施し、さらに訪問で育児支援を行う。③養育者が精神病院へ入院する必要があると判断される場合：入院の援助と養育者入院中の子どもの処遇を関係機関と連携しながら行う。

また関係機関や病院・診療所から虐待発生の連絡があったときは、①危機的な状況には、精神科危機ケースとして対応する。スタッフの体制としては、養育者には精神保健指導員が関わり、子どもには発達相談員が関わる。②養育者や子どもが在宅で問題を克服していく場合には、保健指導班との連携を計り、訪問を重視する。

F 保健所：現在まで取り組んだ具体的な症例として報告があった。発達の遅れ、健診未受診、低出生体重児などのため家庭訪問するなかで発見した。保健婦、家庭児童相談員、精神相談員などが訪問し、親子教室、療育相談への参加を勧めた。さらに関係機関（児童相談所、保育所、小学校、町役場、医療）と連携し本児だけでなく母親、兄弟への対応、経済面の援助を行った。

(2) 問題点と方針

今回の調査で具体的な対策システムのなかった4保健所のいずれも虐待へ取り組む重要性は認めており今後、課題として取り組みを決めていた。マニュアル作成には、虐待の早期発見、援助の中心となる保健所に共通して利用できる内容が重要である。保健所からは、育児についての悩みやイライラの相談は保健所や保健婦へというPR、広範な市民を対象とした育児教室の実施、関係者への技術向上のための研修会の実施、早期発見のため関係機関との日常的

な連携システムが必要などの声がきかれた。

Ⅲ.1994年の新規症例と1993年までの例の追跡調査

(1) 新規症例

前回同様、病院小児科（19施設）、保健所（10）、児童相談所（3）について調査し、1994年の1年間で17例（男10、女7）の新規症例の報告があった（回収率100%）。施設別（表13）では、保健所8例47.1%、児童相談所7例41.1%、病院2例11.8%だった（施設間で重複なし）。年齢（表14）は、保健所、病院ではすべて乳幼児、児童相談所では幼児2名、学童5名だった。分類（表15）（複数回答）では身体的虐待が多く14例82.4%、ネグレクト、心理的虐待がいずれも5例29.4%で性的虐待はなかった。

(2) 追跡調査

前回調査で発見された73例（死亡2例を除く）について追跡調査を行った（回収率100%）。関係機関が現在も関与を継続しているのは51例69.6%、1/3の22名は現在は追跡されていなかった（表16）。関与しなくなった理由（表17）は、虐待の徴候がなく心配なくなったものは6例にすぎず、他の16例は、他機関の関与2、養育者の拒否2、施設入所4、親族宅2、所在不明6など問題の多い内容であった。現在の児の所在（表18）は自宅が40例54.8%、施設入所中21例28.8%だった。前回調査後の虐待の再発（表19）は26例35.6%みられた。再発なしの中には施設入所中なども含まれるため自宅での再発を考えてみた。現在自宅にいる40例では19例再発していたが、自宅以外にいる残りの7例も再発は在宅中に生じたことで虐待はすべて自宅で再発していた。現在自宅の40例と合わせた47例では26例

55.3%の高率になる。

(3) 問題点と方針

前回の実態調査では1993年単年に発生したのは35例であった。1994年では17例(県下16歳未満人口1,000人に対し0.08人)で、この2年だけの比較で増減を判断することはできないが、栃木県の1994年の調査(10歳未満児3,000人に1人)と比較すると1/4にすぎなかった。前回は報告した通り県下の結果は乳幼児が主となっており、今回教育現場で虐待の経験が171例あったことはこの調査が今後重要であることを示すものである。教育現場では相談先として我々が実態調査の対象とした機関以外に福祉事務所、民生委員などがみられており、今後調査対象機関を増やすこと、さらに現場で虐待を見逃さない力を養うことが重要である。追跡調査では、自宅に戻れず施設にいる例が1/3あり、自宅例では半数以上で虐待の再発がみられたことは、一旦発生した虐待を修復することの困難さは予想以上であることを示している。虐待が発生する前に、いかに予備群を早期発見し指導援助を継続していくかの重要性も浮かび上がらせたものである。

IV. 症例の検討

昨年、担当の保健婦の介入を早めて患児がまだ入院中から開始し、以後の虐待の再発を予防し得た成功例を報告した。以後、我々は疑わしい症例では、積極的に地域の保健婦へ連絡し早期の介入を行っている。実際に経験した症例の分析、特に成功例は数も少なく、その分析は今後のマニュアルの作成に重要である。今回は、背中に大きな熱傷を負った児が外科病院を受診後紹介されたが、そこから行方不明になっていた例を追跡し、保健所、児童相談所、警察の協力を得て2日後に発見し救命し得た症例を報

告する。

症例：2歳 女児 1992.8.30生

主訴：被虐待児症候群、背中一面に広がる熱傷
家族歴：母20歳。父は年齢、所在不明。同胞2名中第1子。母は現在妊娠中。第2子は1歳で8か月前にW市の乳児院に預けられていたことが後で判明した。

入院までの経過：

1995年3月15日24時ころ、I外科病院当直のO医師からW医大小児科当直医へ虐待疑いの児が受診したと通報があった。翌日(16日)当直医から同小児科の児童虐待担当医へ報告された。まずO医師に確認したところ、連れてきたのは両親ではなく本児を預かっているという男女だった。23時にシャワーをかけ、体をこすっているときにやけどに気付いたとのこと。女性の態度は、特に緊迫感なし。入院を勧めたが無理とのこと、翌16日必ずW医大小児科を受診するように言って紹介状を渡したということであった。これとは別に16日午前中に市内開業のY小児科医からW医大小児科へ熱傷児の紹介をしたという電話があった。しかし受診せずY医師に確認したところ、昨日のI外科病院を受診した患児と同じ例であることが判明した。16日午後、和歌山被虐待児症候群対策委員会メンバーのW市T児童相談所へ事態の報告。男性が持っていた携帯電話の番号をI外科病院およびY小児科医院で確認していたのでW医大小児科から電話したところ、Mさん(男性)が出てきた。男性の答えでは、本日Y小児科へ受診したことは知らない。自分は今W市以外のところにいる。子どもの今いるところにすぐには連絡もとれない。明日にでも受診するようにする、とのことであった。しかし児の状態は聞いた範囲ではかなり重症と判断されたので16日夕方に同じ対策

委員会メンバーの W 市 T 保健所へ連絡した。保健所で戸籍を調べ預かっている女性の住所を確認し、保健所から警察へ通報したが相談の上翌日まで待つことにした。17 日午前中には W 医大小児科への受診はなく、午後に保健所へその旨連絡した。同日夕方、保健所から警察と一緒に預かっている女性の所へ行く連絡があり、17 時保健所および児童相談所職員、警察官が患児と預かっている男女を連れ救急車で受診した。熱傷の程度はⅡ度で面積は背部を中心として約 20%、他に両手、右頬にも少し古い傷がみられた。検査では炎症反応が強陽性で放置すれば危険な状態であった。虐待の関与者は患児を預かっていた

女性で、熱湯のシャワーをかけたことがその後判明した。入院後の経過は省略するが、児は全治し精神的にも明るくなり、退院後は施設に預けられた。その後生まれた第 3 子は直ちに乳児院に預けられた。

和歌山県では 1994 年から和歌山被虐待児症候群対策委員会が組織されている。今回関係した保健所、児童相談所とも対策委員会の構成機関であり、その点で今回は早期の連携が可能であった。今後、どの機関で虐待が発見されても迅速に対応できるように県内広範囲の虐待ネットワークを検討中である。

本症例の経過（連携）のまとめ

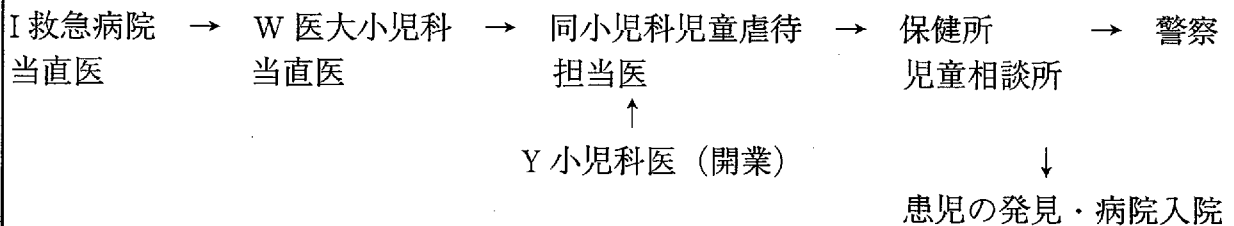


表1 アンケート内容

アンケート（回答はどなたか1名の方がご記入下さい）

回答者 所属（保育所、幼稚園、小学校、中学校）（いずれかに○）
 職種（所長・園長あるいは学校長、教頭、教諭、保母、養護教諭、その他（ ））（いずれかに○）

質問1：あなたは『児童虐待』または『被虐待児症候群』という用語を知っていますか？
 はい いいえ（いずれかに○）

質問2：質問1で『はい』と答えた方にお聞きします。
 あなたは何によってその用語を知りましたか？_____

質問3：『被虐待児症候群』には、別紙のように①から④までの分類があったのをご存じですか？
 はい いいえ（いずれかに○）

質問4：『児童虐待』は現在、わが国でも発生している問題だと思いますか？
 はい いいえ（いずれかに○）

質問5：今までにあなたは「虐待を受けているのではないか」と疑わせる子どもをみた、あるいは関係した
 経験がありますか？
 ある ない（いずれかに○）

質問6：質問5で『ある』と答えた方にお聞きします。
 どのような虐待ですか？ 虐待の内容を教えてください（○をつけてください。重複可）
 ①身体的虐待 ②養育の拒否や放棄 ③心理的虐待 ④性的虐待

質問7：質問5で『ある』と答えた方にお聞きします。
 その子の保護を考えて誰かに相談されましたか？
 した（どこへ：_____） しなかった（いずれかに○）

質問8：今後虐待を疑わせる子どもをみたらどうしようと思いますか？

質問9：児童福祉法(25条)に『保護者に監護させることが不相当であると認める児童を発見した者は、これを福祉事務所または児童相談所に通告しなければならない』と要保護児童発見者の通告義務があります。
 通告義務について知っていましたか？
 はい いいえ（いずれかに○）
 通告場所を知っていましたか？
 はい いいえ（いずれかに○）

質問10：被虐待児症候群についてどのようなことでも結構ですので、ご意見をお聞かせください。
 特に質問5で『ある』と答えた方で、その子どもの状態、教師として心配されたことや困ったこと、
 具体的対応などもお聞かせ下さい。

表2 郵送数と回収率

	郵送数	回答数	回収率%
保育所	287	154	53.7
幼稚園	126	60	47.6
小学校	333	213	64.0
中学校	153	102	66.7
不明		41	
計	899	570	63.4

表3 回答者の職種

	長 %	教頭 %	教諭 %	保母 %	養護教諭 %	その他	無回答	計
保育所	105 68.2	0 0.0	0 0.0	42 27.3	0 0.0	2	5	154
幼稚園	19 31.7	5 8.3	30 50.0	0 0.0	1 1.7	4	1	60
小学校	55 25.8	90 42.3	24 11.3	0 0.0	41 19.2	2	1	213
中学校	13 12.7	42 41.2	14 13.7	0 0.0	30 29.4	1	2	102
無回答	8 19.5	7 17.1	6 14.6	0 0.0	9 22.0	3	8	41
計	200 35.1	144 25.3	74 13.0	42 7.4	81 14.2	12	17	570

長：所長、園長、学校長

その他：研究指導員、主任、講師など

表4-1 児童虐待・被虐待児症候群の用語の認知度－施設別

	知っている %	知らない %	無回答	計
保育所	149 96.8	5 3.2	0	154
幼稚園	55 91.7	5 8.3	0	60
小学校	204 95.8	8 3.8	1	213
中学校	99 97.1	3 2.9	0	102
無回答	39 95.1	1 2.4	1	41
計	546 95.8	22 3.9	2	570

表4-2 児童虐待・被虐待児症候群の用語の認知度－職種別

	知っている %	知らない %	無回答	計
長	190 95.0	10 5.0	0	200
教頭	136 94.4	7 4.9	1	144
教諭	71 95.9	3 4.1	0	74
保母	41 97.6	1 2.4	0	42
養護教諭	80 98.8	1 1.2	0	81
その他	12 100.0	0 0.0	0	12
無回答	16 94.1	0 0.0	1	17
計	546 95.8	22 3.9	1	570

表5 用語を知ったきっかけ

	数	%
マスコミ	406	74.4
本・雑誌	182	33.3
講演会	65	11.9
条約	15	2.7
聞いた	12	2.2
経験	7	1.3
授業	7	1.3
その他	16	2.9
無回答	18	3.3

(複数回答)

条約：子どもの権利条約、児童憲章を読んで

聞いた：専門職の人から直接聞いた

経験：被虐待児を経験したとき

授業：大学の授業で

その他：以前の職場、教育相談、カウンセリングなどで

表6 虐待に4分類あることの認知度

	はい	%	いいえ	%	無回答	計
長	80	40.0	114	57.0	6	200
教頭	38	26.4	105	72.9	1	144
教諭	21	28.4	51	68.9	2	74
保母	14	33.3	26	61.9	2	42
養護教諭	25	30.9	56	69.1	0	81
その他	6	50.0	5	41.7	1	12
無回答	6	35.3	7	41.2	4	17
計	190	33.3	364	63.9	16	570

表7 虐待が現在わが国でも発生していることの認知度

	はい	%	いいえ	%	わからない	%	無回答	計
長	192	96.0	7	3.5	0	0.0	1	200
教頭	137	95.1	5	3.5	1	0.7	1	144
教諭	71	95.9	2	2.7	1	1.4	0	74
保母	41	97.6	0	0.0	0	0.0	1	42
養護教諭	80	98.8	0	0.0	0	0.0	1	81
その他	12	100.0	0	0.0	0	0.0	0	12
無回答	16	94.1	0	0.0	0	0.0	1	17
計	549	96.3	14	2.5	2	0.4	5	570

表8-1 施設別の虐待の経験

	ある	%	ない	%	無回答	計
保育所	43	27.9	110	71.4	1	154
幼稚園	12	20.0	48	80.0	0	60
小学校	71	33.3	141	66.2	1	213
中学校	42	41.2	60	58.8	0	102
無回答	11	26.8	29	70.7	1	41
計	179	31.4	388	68.1	3	570

表8-2 職種別の虐待の経験

	ある	%	ない	%	無回答	計
長	51	25.5	148	74.0	1	200
教頭	51	35.4	92	63.9	1	144
教諭	30	40.5	44	59.5	0	74
保母	13	31.0	29	69.0	0	42
養護教諭	24	29.6	57	70.4	0	81
その他	2	16.7	10	83.3	0	12
無回答	8	47.1	8	47.1	1	17
計	179	31.4	388	68.1	3	570

表9-1 施設別虐待の内容

	経験あり	身体的	%	ネグレクト	%	心理的	%	性的	%	無回答
保育所	43	36	83.7	12	27.9	21	48.8	2	4.7	0
幼稚園	12	8	66.7	4	33.3	5	41.7	3	25.0	0
小学校	71	38	53.5	57	80.3	21	29.6	5	7.0	0
中学校	42	21	50.0	25	59.5	13	31.0	4	9.5	1
無回答	11	7	63.6	6	54.5	3	27.3	1	9.1	1
計	179	110	61.5	104	58.1	63	35.2	15	8.4	2

(複数回答)

表9-2 職種別虐待の内容

	経験あり	身体的	%	ネグレクト	%	心理的	%	性的	%	無回答
長	51	38	74.5	20	39.2	18	35.3	3	5.9	0
教頭	51	21	41.2	40	78.4	14	27.5	4	7.8	1
教諭	30	18	60.0	19	63.3	9	30.0	5	16.7	0
保母	13	11	84.6	4	30.8	8	61.5	0	0.0	0
養護教諭	24	15	62.5	16	66.7	8	33.3	3	12.5	0
その他	2	1	50.0	0	0.0	2	100.0	0	0.0	0
無回答	8	6	75.0	5	62.5	4	50.0	0	0.0	1
計	179	110	61.5	104	58.1	63	35.2	15	8.4	2

(複数回答)

表10-1 経験ありの場合誰かに相談したか

	経験あり	相談した	%	相談しない	%	無回答
長	51	33	64.7	17	33.3	1
教頭	51	38	74.5	11	21.6	2
教諭	30	23	76.7	6	20.0	1
保母	13	5	38.5	5	38.5	3
養護教諭	24	15	62.5	8	33.3	1
その他	2	1	50.0	1	50.0	0
無回答	8	4	50.0	4	50.0	0
計	179	119	66.5	52	29.1	8

表10-2 相談をした相手

相談先	人数	%
児童相談所	56	47.1
民生委員	33	27.7
現場の職員同士	31	26.1
青少年センター	12	10.1
役所の管轄課	9	7.6
福祉事務所	6	5.0
保健婦	5	4.2
教育委員会	5	4.2
その他公的機関	7	5.9
当事者以外の家族	3	2.5
その他	3	2.5
相談した人数	119	

その他：卒業生、地域の人、親の友人

(複数回答)

表11-1 今後被虐待児をみた時の対処

対処の内容	人数	%
専門機関へ通告、相談	358	72.9
保護者に話をする	142	28.9
現場内で対応	80	16.3
調査・事実確認	48	9.8
本人に話をする	34	6.9
自分のできる範囲で対処	8	1.6
その他	64	13.0
意見あり(全体の86.1%)	491	

(複数回答)

現場内で対応の内容：施設長へ報告
職員全体で取り組む
特別委員会を作る

その他：一般の方と学習会を作る
地域の人と連携する
どうしたらよいか分からない
施設を勧める

表11-2 専門機関の名称

名称	人数	%
児童相談所	128	35.8
福祉事務所	40	11.2
民生委員	30	8.4
教育委員会	25	7.0
役所の管轄課	22	6.1
保健婦	10	2.8
青少年センター	8	2.2
対策委員会	4	1.1
具体名なし	153	42.7
その他	23	6.4
専門機関とした人数	358	

(複数回答)

その他：法務局、教育相談センター、
人権擁護委員、警察、病院、
カウンセラー、電話相談

表12-1 職種別にみた通告義務の認知度

	知っている	%	知らない	%	無回答	計
長	120	60.0	75	37.5	5	200
教頭	69	47.9	74	51.4	1	144
教諭	34	45.9	39	52.7	1	74
保母	20	47.6	20	47.6	2	42
養護教諭	32	39.5	49	60.5	0	81
その他	7	58.3	5	41.7	0	12
無回答	7	41.2	9	52.9	1	17
計	289	50.7	271	47.5	10	570

表12-2 職種別にみた通告場所の認知度

	知っている	%	知らない	%	無回答	計
長	128	64.0	66	33.0	6	200
教頭	75	52.1	66	45.8	3	144
教諭	37	50.0	36	48.6	1	74
保母	22	52.4	17	40.5	3	42
養護教諭	31	38.3	49	60.5	1	81
その他	8	66.7	4	33.3	0	12
無回答	9	52.9	7	41.2	1	17
計	310	54.4	245	43.0	15	570

表13 1994年新規症例数

	男	女	計
保健所	5	3	8
児童相談所	5	2	7
病院	0	2	2
計	10	7	17

(施設間で重複なし)

表14 1994年新規症例の年齢

年齢(歳)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計
保健所	1	3	1	3											8
児童相談所			1		1			1	1				2	1	7
病院	2														2
計	3	3	2	3	1			1	1				2	1	17

空欄は症例なし

表15 1994年新規症例の分類

	全体数	身体的	%	ネグレクト	%	心理的	%	性的
保健所	8	8	100.0	1	12.5	3	37.5	0
児童相談所	7	6	85.7	2	28.6	2	28.6	0
病院	2	0	0.0	2	100.0	0	0.0	0
計	17	14	82.4	5	29.4	5	29.4	0

(複数回答)

表 16 1993年までの75例の追跡調査 (1)現在の関与について (施設間で重複あり)

	前回報告数	死亡	今回報告数	関与中 %	関与なし %
保健所	50	1	49	31 63.3	18 36.7
児童相談所	31		31	25 80.6	6 19.4
病院	12	2	10	7 70.0	3 30.0
全体	75	2	73	51 69.9	22 30.1

表 17 追跡調査 (2)現在は関与していない理由

具体的内容	例数
自宅在所	10
虐待の徴候なし	6
他の機関が関わる	2
療育者の拒否	2
施設入所	4
親族宅へ	2
所在不明	6
計	22

表 18 追跡調査 (3)現在の児の所在 (施設間で重複あり)

	報告数	自宅 %	施設 %	その他 %	不明 %
保健所	49	29 59.2	7 14.3	6 12.2	7 14.3
児童相談所	31	13 41.9	18 58.1	0 0.0	0 0.0
病院	10	4 40.0	5 50.0	0 0.0	1 10.0
全体	73*	40 54.8	21 28.8	6 8.2	6 8.2

*死亡の2例を除く

表 19 追跡調査 (4)虐待の再発 (施設間で重複あり)

	報告数	再発あり %	再発なし %	再発不明 %
保健所	49	21 42.9	23 46.9	5 10.2
児童相談所	31	9 29.0	18 58.1	4 12.9
病院	10	0 0	8 80.0	2 20.0
全体	73*	26 35.6	39 53.4	8 11.0

*死亡の2例を除く



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:県下の保育所、幼稚園、小中学校の全部 899 施設に対しアンケート調査を行い、570 施設 63.4%から回答を得た。このうち「虐待例の経験がある」は 179 (314%)存在し、今後教育現場との連携も重要であることが明らかになった。保健所での調査では 6 保健所で対策システムが作られており、虐待予備群の早期発見と援助活動における保健所の中心的な役割が確認された。昨年に続き病院小児科、保健所、児童相談所を対象とする 1994 年の新規症例調査で 17 例を見出した。また、昨年報告した被虐待児 73 例(死亡 2 例を除く)の追跡調査を行い、35.6%に虐待の再発がみられた。最後に、実態調査や現状調査で見出した症例を分析し、今回は関係機関との速やかな連携で患児を早期発見し救命し得た熱傷の 1 例について報告した。